

【道路法】 国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	<p>○ 道路法（昭和27年法律第180号） （自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示）</p> <p>第24条の3 道路管理者は、前条第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。</p>	自動車駐車場についてのみ規定する。	国の基準を参考とした結果、市では有料の自転車駐車場の整備予定がないため、自動車駐車場についてのみ規定する。
表示内容及び設置場所の基準	<p>○ 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号） （国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識）</p> <p>第3条の2 法第24条の3の規定により国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。</p> <p>一 駐車料金の額</p> <p>二 駐車することができる時間</p> <p>三 駐車料金の徴収方法</p> <p>四 割増金の徴収に関する注意事項</p> <p>五 その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項</p>	自動車駐車場についてのみ規定する。	国の基準を参考とした結果、市では有料の自転車駐車場の整備予定がないため、自動車駐車場についてのみ規定する。
	2 前項の事項は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。	同上	同上